

2020年8月28日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

## サリドマイド薬害被害者に対する医療・介護の保障に関する要望

公益財団法人いしずえ  
理事長 佐藤 嗣道

サリドマイド薬害被害者は、1950年代末以降に販売・使用されたサリドマイド剤の催奇形性により、手、足、耳、内臓などに障害をもって生まれました。サリドマイド被害者は、幼少の頃から、身体にハンディがあっても日常生活・社会生活を健常者と同じように送ろうと人一倍の努力を重ねてきました。被害者たちは長年、体に無理を強いて生活してきたのです。現在、ほとんどのサリドマイド被害者は50代後半になり、これまで無理を重ねてきた影響が現れてきています。首・肩・背中・腰のコリや痛み、腕の痛み、手のしびれ、股関節の痛み、耳鳴り、視力低下や物が見えづらいなどです。精神的な疾患に苦しんでいる被害者も少なくありません。さらに、血管の異常が関係するのにか脂質異常症、糖尿病などになりやすいことが調査で分かってきました。サリドマイド薬害に伴う様々な症状が多発しています。

被害者は薬害による先天性の障害およびそれに伴って発生する様々な疾患・症状のために医療等を受ける必要があり、医療費およびマッサージ等の費用負担が重くなっています。また、今後、被害者が介護保険サービスを受ける機会が増えると思われませんが、障害者が受ける福祉サービスと同等の水準の介護保険サービスを保障することが必要です。サリドマイド薬害被害者が医療と介護等の福祉サービスを安心して最小限の負担で受けられるよう以下のことを要望いたします。

### 要望事項

- 1) サリドマイド薬害被害者が実質的に無料で医療を受けられるよう対策を講じてください。
- 2) サリドマイド薬害被害者がマッサージ等（柔道整復師によるもの、鍼灸を含む）を無料で受けられるよう対策を講じてください。
- 3) サリドマイド薬害被害者が介護保険サービスを受ける際には、障害者総合福祉法に基づく福祉サービスの水準と同等のサービスを受けられるよう対策を講じてください。
- 4) 上記1) 2) 3) の実現に向けた調査研究事業を実施してください。

## 要望理由

- 1) サリドマイド薬害被害者の医療費については、サリドマイド薬害訴訟の和解確認書（項目（三）の4）において以下のように約束されている。「（1）厚生大臣は、児童福祉法による育成医療は身体障害児の生活能力を高めるために必要な医療がすべて給付の対象になること、したがってサリドマイド症候群に属する各障害（耳介奇形、耳介欠損、鎖肛、生殖器異常等及び将来新たに発見されるものを含む。）についてもこの育成医療の趣旨に合致するものはすべて育成医療の給付対象となることを確認する」、「（3）厚生大臣は、育成医療、更生医療等医療給付制度の拡大及び費用負担の軽減に努めるとともに、この制度が心身障害児（者）にとって十分活用されるよう周知徹底に努める」。したがって、厚生労働大臣は、和解確認書において育成医療について保障した医療給付に関する約束を、被害者が成人した後の医療給付についても適用し、被害者が実質的に無料で医療を受けることができるよう対策を講じるべきである。医療給付は、明らかに先天性の障害に起因する症状にとどまらず、被害者の生活能力を高めるために必要な医療すべてを対象とすべきである。
- 2) マッサージ等（柔道整復師によるもの、鍼灸を含む）を必要とするサリドマイド薬害被害者が多数に上っているが、その費用負担が少なくないためにマッサージ等が十分に受けられない状況にある。そのため、サリドマイド薬害被害者が受けるマッサージ等（柔道整復師によるもの、鍼灸を含む）について、幅広く恒常的に健康保険が適用されるよう対策を講じるとともに、保険適用外のマッサージ等の費用を補助すべきである。マッサージ等に健康保険が適用されるためには医師の同意書が必要であり、またその回数・時間・期間が限定されている。サリドマイド被害者がマッサージ等を受ける場合には、医師の同意書の有効期限を数年程度（最低3年以上）とし、保険適用の回数・時間に関する制限を実質的に免除すべきである。また、その際に同一症状に対する医療機関での診療とマッサージ等の両方について健康保険が適用されるようにすべきである。保険適用外のマッサージ等については、国がその費用を補助する仕組みを講じるべきである。
- 3) 障害福祉サービスを受けている障害者は、65歳になると介護保険サービスに移行させられ、それまで受けていた障害福祉サービスが打ち切られたり回数が減らされる可能性があり、また新たな費用負担が生じることが報道されている。サリドマイド薬害被害者に対しては、サリドマイド薬害訴訟の和解確認書で約束された損害賠償の本来の趣旨に沿うならば、介護保険サービスにおいても障害福祉サービスと質的・量的に同等のサービスを無料で提供すべきである。それが現行の介護保険制度の枠組みに照らして困難である場合には、厚生労働大臣は、サリドマイド薬害被害者が障害福祉サービスと質的・量的に同等のサービスが無料で受けられるよう別途、対策を講じるべきである。
- 4) サリドマイド薬害被害者が抱える疾患・症状および生活上の困難の把握については、厚生労働科学研究費補助金による「サリドマイド胎芽症患者の健康、生活実態の把握及び支援基盤の構築」研究班（研究代表者：日ノ下文彦）により調査・研究が行われてきたところである。しかし、上記1) から3) を実現するためには、医療制度、介護保険、

障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービスなどの現行制度の枠組みを活用しながらも、その枠組みを超えた対策を講じる必要があると思われる。したがって、サリドマイド被害者が今後、現行制度をより良く活用することを可能とする対策、および現行制度の限界を補う補償のあり方について、社会福祉的な観点を含む調査・研究が必要である。

以上